

広報



ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番
印刷所 翔東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

<ミニ知識> 生活保護法
 保護の種類には次の7つあります。
 ・生活扶助=衣食など日常生活に必要なもの
 ・教育扶助=義務教育に必要な学用品、学校給食費
 ・住宅扶助=家賃、補修など住宅維持費
 ・医療扶助=①診察 ②薬剤または治療材料 ③医学的処置、手術およびその他の治療、施術 ④病院、診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送
 ・出産扶助=①分べんの介助 ②分べん前後の処置 ③脱脂綿などの衛生材料
 ・生業扶助=①生業に必要な資金器具、材料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労に必要なもの
 ・葬祭扶助=①検案 ②死体の運搬 ③火葬または埋葬 ④納骨など葬祭のために必要なもの



「鈴虫の里」を熱演する青年会員

去る11月20日、五連青では全国青年大会で大活躍し立派な成績を納めてきた、富津内青年会と馬場目青年会の演劇と合唱の入賞報告会を行なった。親客はみがきあげられた演技とハーモニーに新たな感動を受け、惜しみない拍手を送った。

演劇「鈴虫の里」は、森山の採石破壊と鈴虫の保護をめぐる人間模様を劇化したもので、自然保護をめぐる今日的な課題に焦点を合せた的確さが、全国の青年達の共鳴を呼んだものと思われる。

森山の破壊が始まったのは、八郎潟干拓に起因するもので、現在採石場とされているところは、下樋口部落外数部落の民有地で、しかも入会地でもあり、その所有権はすこぶる複雑でもある。採石が開始される時は、県当局から拝み倒されてしぶしぶ承諾した程で、伏諾したもではなかった。しかし、年々多くなる採石量と比例する収入は、次第に零細な部落会計の中で大きな割合を占めるようになり、今では必要欠くことの出来ない収入源となっている。加えて年々拡大される国土開発にとまない、使用される採石の需用は多くなり、森山の肌が緑から赤茶

色に広がり、心ある人々のうずきとなっている。

五連青では、この問題を重視して青年議会毎に取り上げ、アンケート調査などで町民の動向をキャッチするなど、その活動は各方面から注目されているところである。今回はそれを演劇という形でとりあげ、青年達の郷土の自然を守る姿勢を更に強く打ち出している。

われわれの生活域が現在のように人工物で埋まり、生活環境が汚染され、貧乏化してくると、緑の自然は最も重要な生活要素となってくる。自然の恵みに馴れ過ぎて、どんな時代でも、又どれ程生活環境を変えても、緑の自然が何時も準備されているような、安易な錯覚にとらわれ、開発を優先してしまうきらいがちらちく。自然破壊の最良の得策は、早期治療に限る、山の稜線が犯されはじめてからではおそすぎる。

心と体の「緑の保養所」として果すこの町の役目、自然界の一員である人間として、われわれは守っていく責任があるのでないでしょうか。

青年の手で 郷土の破壊を守る

青年の手で

このたび馬場目川流域における学校の各所へも一般住民を対象に県の寄生虫卵検査指定を受け、先日その報告会ととも、研究機関である秋大医学部寄生虫学権限者からの講演を聞く機会に恵まれた。寄生虫病は全国的に減少している一疾患ではあるが、地域によってはかなり高い寄生率を留めているところもある。

今回の馬場目川流域住民の検査結果によると、十年前の全国平均に近い、高い寄生率を留めている衛生思想は著しく普及向上されてきたとはいえず、寄生虫の人体に及ぼす悪影響を考えると、今なお見のがすことのできない問題でこのまま放置しておいてよいものではない。現に貧血や顔色不良の子どもを検査した場合、意外に寄生虫病を持していることが多い。幸い専門家からの適切な事後指導を得たのであるが、今後とも継続して地域に徹底した指導がなされ、このような機会が多くなるといいながら、いっそう地域住民の関心も深まり、当町の寄生虫病絶滅の日もそう遠くないものと思われる。



馬場目小 養護教諭 渡辺栄子

渡辺 栄子



寄生虫検査の結果について

寄生虫の保卵率二・三%

本町は今年、寄生虫予防対策事業実施モデル町として県の指定をうけましたが、これにより県では秋田大学医学部寄生虫学教室に委託を、検便から駆虫までの作業を実施いたしました。町では、大学の作業に全面的に協力したのは勿論ですが、経費面でも駆虫のため薬品代を負担しています。

今回の検査は、馬場目川流域を主体に行いましたが、十一月十九日に県と大学から次のとおり結果の発表がありました。

- ・受検者数 一、九九六六
- ・一般住民 一、四三九人
- ・学童 五五七人

四六五人(二・三%)



・駆虫者数 二一三人(四五・八%)

・検便者数 二一二人(五六・八%)

地域的にみますと一般住民、学童とも馬場目川の保卵率が高く、これは比較的に低くなっています。また寄生虫は鞭虫、横川吸虫、東洋毛線虫、鉤虫、回虫、肝吸虫、棘口吸虫の七種が検出されており、保卵者四六五人のうち鞭虫が三二四人、横川吸虫一九二人の計四一六人でその約九〇%を占めています。

ホタルは寄生虫の大敵

寄生虫はその名が示すように、他の生物に寄生して栄養をとるので、人間にとっては全く迷惑の上もない虫で、身体障害はおろか、命断するほどの病気を生むおそれにもなる恐ろしいものといえます。

報告書での秋田医学部大森助教のお話のなかから興味あるものを二、三紹介いたします。

昭和七年の記録

では回虫が最も多かつたが、昭和三十

五年になると二十%台に激減している。

・本町の今回の検査では、保卵率二・三%のうち回虫は僅かに〇・四%となっている。これは生活様式、食生活の近代化を如実に物語るものといえる。

・本町で最も多く検出された鞭虫は体長四〜五握の糸状の虫で、胃腸の壁につきささって寄生しており、他の虫に比べ寿命が永く数年も生きており駆虫もむづかしい。

・横川吸虫は小腸に寄生して粘膜を荒し、養分を吸いとり鞭虫と同様、下痢、血便、貧血を起します。これは回虫や鞭虫のように野菜からではなく、八脚濁産の白魚、ボラ、また川のウグイや鮎などが感染源となっています。自然界の現状は面白いもので、これら淡水魚に寄生する前に、ホタルの幼虫の好餌であるカワナが中間の宿の役割を果たしているもので、ホタルはこの意味で寄生虫の大敵であり人間の味方であるといえます。

是非年一回の駆虫を

寄生虫は文明社会の取り残された病気で幸甚な生活を。

現代生活のなかでの寄生虫保卵率の標準は、五%程度といわれています。年一回の駆虫は是非実施したいものです。町では今後、県や大学の先生方のご指導を仰ぎ、集団での駆虫に力を入れたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

・野菜はよく水で洗い流し、魚はなるべく生身のものをさき、よく煮て食べるようにして下さい。

・下肥を畑に入れる場合はよく腐らせてから使用し、また便槽には殺卵剤を入れるようにして下さい。

・犬や猫にも寄生虫がいます。幼見などがこれら動物を愛し、顔をくっつけている姿をよく見かけますが、出来るだけ保護者には注意して子供に感染させないようにして下さい。

人権相談所

来る七日(土)開設

お気軽にご利用ください!

私たちが生活している中で、不幸にして、「土地や家の問題で困っている」、「近所とのトラブルで悩んでいる」、「家庭のもめごとで苦しんでいる」等心配ごとがおき苦勞している」家心の相談が、この場合に、人権擁護委員や法務局の職員が、皆さんの相手となり、このような相談にも無料で応じます。

このたびは人権擁護週間行事として次により五城目町において相談所を開設することになりましたので、お気軽においでください。

十二月七日(土曜日) 午前十時〜午後三時まで

五城目町公民館

相談内容

- ・人権・優遇虐待、私的制裁、差別待遇、名誉、信用、信教の自由、労働権、住居の安全等に対する侵犯、強制圧迫、ばい煙、悪臭等の被害
- ・結婚、離婚、親子、扶養、相続
- ・戸籍、借地借家、損害賠償、農地、登記、雇傷、交通事故、法律扶助制度による手続、非行少年の諸問題

この地区の人権擁護委員 佐藤勝太郎 仲町電二二〇

人権週間

十二月四日から十日までの二週間が「人権週間」です。

どうして、この一週間が「人権週間」と定められたのでしょうかそれは西暦一九四八年十二月十日国際連合は第三回総会において世界人権宣言を採択し、この日を「人権デー」として国際的にもいろいろ行事が催されます。そこで、わが国ではこの「人権デー」を最後の日とする一週間(十二月四日〜十日)を人権週間としたのです。

この週間は、世界人権宣言の精神の周知徹底と人権思想の高揚をはかるため、法務省と全国人権擁護委員連合会が中心となり、人権思想啓蒙の各種行事を実施することになっております。

秋田 地方 法務局 秋田県人権擁護委員連合会

五城目町告示第三十五号

公 告

土地区画整理法(昭和二十九年法律百九十九号)第五十五条第一項の規定により決定した、五城目都市計画事業(区画)目地区土地区画整理事業の事業計画の変更を公衆の縦覧に供するの、土地区画整理法施行令第三条第一項の規定により次のとおり公告する。

昭和四十九年十一月二十日

五城目都市計画事業(区画)目地区土地区画整理事業 施行者 五城目町 代表者 五城目町長 加賀谷力司

記

- 一、縦覧期間 自昭和四十九年十一月二十日起至昭和四十九年十二月四日
- 二、縦覧時間 自午前八時三十分至午後四時三十分
- 三、縦覧場所 五城目町高崎字雀籠下川原六四〇
- 四、五城目町企画部整備課

土曜日前九時〜十一時 十二月二十八日〜一月四日まで年末年始の休日と事務整理等のため取敢の受付は行いませんのでお知らせいたします。

し尿くみ取りの予約はお早目に 十二月廿日尿汲み取りの締め切りは、次のとおりです。その前には予約してください。 農林部 十二月二十日締切 町部 十二月二十五日締切

冬期間における 失業保険の受付について

秋田公共職業安定所では冬期間における失業保険の受付を左記のとおり実施いたします。

実施期間

昭和四十九年十二月十六日、昭和五十年二月八日まで 五城目町は毎週木曜日です。 受付時間 平日 午前九時〜十一時 午後一時〜三時

産業祭の席上

下山内第一稲作グループなど
表彰を受ける

稲作の安定増収のために県及び町では集落農機化方式による生産集団の活動中心に、良質米生産に裏賞制度を実施して稲作の生産組織の育成につとめています。昭和四十九年度の良質米生産集団裏賞の選考をすすめてまいりましたが、厳選の結果次のグループが決定いたしました。

- 高崎農業班 館岡 誠一
上樋口稲作営農集団栽培組合 猿田 鉄之助
館越農業班 齊藤 金寿
堆肥生産コンクール入賞者
一、優秀賞(五城目町長賞)
武田一郎(高崎)
二、優良賞(五城目町長賞)
小原長成 西野 佐藤一美 中村
三、努力賞(中村青山信太郎 中村
小玉俊一 五城目町長賞)
宮城精市(蓬内台)
町有貸付種豚共進会入賞者
秋田県種豚登録協会会長賞
種豚登録協会会長賞
ハンブシャー 鷲谷喜治郎 谷地中
秋田県経済連合会長賞
ハンブシャー (経済連合会長賞)
浅野慶一郎 大川
ランドリース 伊藤 建一 大川

年末年始の犯罪や事故は
お互いの注意でなくしましょう

下山内稲作第一グループの今年の主な活動は、近代的技術導入資金の活用により、會員十六名が共同により耕起、育苗、田植を機械化一貫作業により省力化をはかると同時に、施肥及び病害虫防除等についても、技術協定をなされた結果豪雪、低温、いもちなどの悪条件を克服され三等以上の上位等級九十三%、取量についても一〇五%以上である。

四十九年度
良質米生産集団ほう賞入賞

- 一、知事賞(賞状)
下山内第一稲作グループ
大石 市三郎

- 二、優秀賞(五城目町長賞)
(ほう賞金一集団二千円)
下山内第一稲作グループ
大石 市三郎

- 上山内農業班 畠山 耕之助

例年十二月は、他の月に比べて各種の犯罪や事故が集中する時期に当たっています。このため、五城目警察署では、おおむね十二月はじめから正月松の内までの期間を「年末年始の特別警戒」として、警察の全機能をあげて犯罪や事故の防止に当たることとしています。そこで今年始年末に特に留意すべき点を、一般の皆さんに犯罪や事故の防止に対する理解と関心を高めていただき、平和で明るい正月を迎えられるよう協力願います。①外出する時は、たとえわずかの

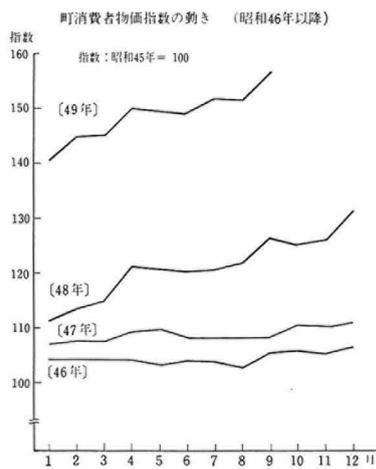


時間でも必ずカギをかけたものに隣近所へも留守を頼むようにする。警察では、この期間中、事業所や一般家庭を回って「防犯診断」を行い戸締りについての指導や助言をすることにして

①初詣では混雑する時間帯を避けるようにし、たとえ混雑している場合に出合っても、急がず秩序正しく行動するよう努めよう。②老人、子どももちろん飲酒して

どのように町の消費者物価は動いてきたか

消費者物価指数の「対前月比」はその月と前年の同月との消費者物価の比較を示すものである(グラフ参照)。昭和47年は12月まで落ちついていたことがわかる。しかし昭和48年に入り4月から年末にかけて大豆関連製品や繊維製品を中心として上昇傾向をつづけ、昭和49年3月以降は野菜、果実、授業料、ガソリンなどの値上がりがあった、7月にさらに上昇を示している対前年同月比は昭和47年はおおむね3~6%前後(表1参照)で推移しているが、昭和48年は4月頃より上昇率がしだいに大きくなり、昭和49年3月までは狂乱物価の様相を示し大きく上昇している。また10月には、消費者米価、国鉄運賃等公共料金の値上がり決定されているおり、消費者物価指数はまだまだ上昇するものと予想される。



物価指数対前月前年同月比の動き 昭和45年=100

	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
46年	104.5	104.4	104.3	104.0	103.6	104.1	103.9	102.8	105.9	106.5	105.9	106.5	104.7
対前月比	2.1	-0.1	-0.1	-0.3	-0.4	0.5	-0.2	-1.1	3.0	0.6	-0.6	0.6	1.0
対前年同月比	6.7	5.8	5.4	2.8	3.7	4.4	4.3	3.1	6.0	6.1	4.6	4.0	4.7
47年	106.9	107.5	107.8	109.3	109.7	108.1	108.0	108.1	108.3	110.3	109.7	110.9	109.1
対前月比	0.4	0.6	0.3	1.4	0.4	-1.5	-0.1	0.1	0.2	1.8	0.5	1.1	1.4
対前年同月比	2.3	3.0	3.4	5.1	5.9	3.8	3.9	5.2	2.3	3.6	3.6	4.1	4.2
48年	111.1	113.4	114.9	121.1	120.5	120.1	120.4	121.6	126.3	125.0	125.7	131.2	120.9
対前月比	0.2	2.1	1.3	5.4	-0.5	-0.3	0.2	1.0	3.9	-1.0	0.6	4.4	4.4
対前年同月比	3.9	5.5	6.6	10.8	6.0	11.1	11.5	12.5	16.6	13.3	14.6	18.3	10.8
49年	140.3	144.7	144.8	149.8	149.5	148.3	151.7	151.2	156.1	-	-	-	-
対前月比	6.9	3.1	0.1	3.9	-0.2	-0.8	2.32	-0.3	3.2	-	-	-	-
対前年同月比	26.3	27.6	26.0	23.7	24.1	23.5	6.0	24.3	23.6	-	-	-	-

昭和四十九年度 五城目町文学作品集募集 あなたの作品をお待ちしております

広く町民から文学作品を公募し
すぐれた作品に対して賞を与える
とともに、「五城目町文学作品集」
に収録し、町民の創作意欲を高め
あわせて文学活動の普及と振興を
はかるために、次の内容により町
内のみならずから作品を募集しま
す。

- ・募集要領
- 一、募集部門
短歌、俳句、川柳、詩、随筆の
五部門
- 二、募集の制限、資格
短歌、俳句、川柳はそれぞれ十
首(句)詩は三十行以内、随筆



～子供を養家にあずけているが

母子年金はもらえるか～

問：昭和十年生まれの主婦です。
国民年金の制度ができたとき役
場から年手帳が届きましたが

は四〇〇字詰原稿用紙で七枚以
内
①応募は一人一部門につき一編と
し、作品は未発表のものである
こと
②応募できる方は五城目町の町民
であればどなたでもよい
三、授 賞
すぐれた作品には文学賞を授与
するとともに「五城目町文学作
品集」に収録する。
四、応募上のきまり
①作品はすべて四〇〇字詰原稿用
紙を使用し書き添えて
②原稿には部門、氏名、号(ふり
か)を記入する

「歳末たすけあい」
運動のおねがい
社会福祉協議会では今年も又思
まれない人達のために歳末たすけ
あい運動を次により実施します。
皆様の温いご協力を切におねがい
申し上げます。

入しなければいけないかといま
す、そうではありません。保険
料の納入は基準月(一月、四月、
七月、十月)に、その前月までの
分を納入することになっており、
この基準月より一年過ぎますと時
効になってそれ以前の保険料は納
入できなくなります。ですから、
さかのぼって納入できるのは二年
間だけです。また過去の分は払い
こまなくとも、これから月の分
から払いこんでも受け付けてくれ
ます。(ただし、法律的には国に
は二年以内の保険料の納入を強制
できません)
なお、すでに時効になった保険
料を納入することができるとの特例が
四十九年一月から五十年十二月末
日までの二年間に限って復活され
ました。ただし保険料は当時の保

◆歳末たすけあい義援金について
近いうちに町内、部落会長さんか
ら歳末たすけあい運動の封筒が配
布されます。これに百五十円以上
の金を入れて封筒に金額と住所氏
名を書いて会長さんへ届けて下さ
い。
◆不用衣料の活用について
不用衣料の活用(ご寄附)は左
記によりお願いします。
①冬物又は合着の衣料品をおねが
いします。男女、大小は問いま
せん。
②大量の場合は連絡あり次第当方
から頂きます。 (電話
二七六八番)
◆義援金品の締切りについて
①町内、部落会長さんがまとめる
義援金は十二月十七日迄に社会
福祉協議会へ届くようお願いし
ます。
②衣料品については直接十二月十
八日迄に届くようお願いしまし
ます。
◆義援金品の配分について
義援金品がまとまり次第配分委
員会を開いて(二十日の予定)な
るべく早く恵まれない方達へ届く
ようにいたします。
一町内おくれでも配分の計画が
たちません。ご多忙のところ恐縮
ではございますが締切日には全部
届くよう格段のご協力をお願い申
し上げます。
五城目町社会福祉協議会
善意銀行五城目支店

交通遺児等貸付
の案内
自動車事故による交通遺児、ま
たは自動車事故により重度後遺障
害(自動車損害賠償保障法に定め
る一級から三級までの障害)が残
った方の子弟(つぎからは「遺児
」といいます)であって、0才か
ら中学を卒業するまでの方に対し
て行う貸付です。
①貸付を受けることができる資格
のある方
遺児、またはその保護者が次の
うちのどれかひとつにあてはまる
場合です。
・市町村民税を納めていない方
・市町村民税の均等割だけ納めて
いる方
・「世帯更生資金」の貸付を受け
ている方
・国民年金保険料の減免猶予を受
けている方
・「世帯更生資金」の貸付を受け
ている方
町教育委員会から「就学援助」
を受けている方
・「児童扶養手当」の支給を受け
ている方
・所得税を納めていない方
・生活保護を必要とする状態の方
(要保護者)
・生活保護を受けている方
②貸付の内容
遺児一人ごとに次のとおりです
①貸付の額ははじめに一時金とし
て六万円、育成資金として月額
五千元
②貸付の期間 貸付がきまつた月
から中学卒業の月まで
③据置の期間 貸付がきまつた月
から六月又は一年
④返還の方 据置期間が過ぎてか
ら二十年の均等払い(年賦半年
賦)、月賦のいずれか償還できま
す。
⑤返還の特例 中学卒業後、高校
大学等に在学している場合は、
卒業するまでお待ちしております。
⑥提出書類
①貸付申込書 ②当センターに備付
けしてあります。ご連絡下され
ば直ぐお送りいたします。
③貸付を受けることができる資格
を示す書面 ①に書いてあるう
ちのどれか箇所から該当する
証明を発行箇所からいただいた
下さい。ただし「就学援助」な
どのように、すでに決定通知書
をお持ちの方は、その決定通知
書を表示されれば、とくに証明
書をとりによる必要はありません
(当センターで写すつくり、
原本はお返しいたします)
④自動車事故であることを証する
書面、事故を取扱った警察署で
「事故証明書」をいただいた下
さい。事故発生の日から相当年
月数が経過している場合で、警
察署から事故証明書をもらえな
いような場合、官公署発行のも
ので事故証明書をもらえないよ
うな場合、官公署発行のもので
事故証明書にかわるものがあれ
ばそれでも結構です。

